

海外(募集型企画旅行条件書)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の4による契約書面の一部となります。

当社が、お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. 海外募集型企画旅行

- (1) このご旅行は、株式会社WOWOWコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する海外旅行であり、この旅行に参加するお客様は、当社とお客様との間で締結する海外募集型企画旅行に関する契約(以下「海外募集型企画旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 本旅行条件書において「募集型企画旅行」とは、当社が、お客様の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する海外旅行をいいます。
- (3) お客様との間で締結する海外募集型企画旅行契約は、本旅行条件書の他にコースごとに定められる条件、第4条に定める確定書面及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。いずれの定めにもない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。
- (4) 「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する海外募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する海外募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ、当該海外募集型企画旅行契約の旅行代金等を別条項に定める方法により支払うことを内容とする契約をいいます。
- (5) 当社が法令に違反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (6) 当社は、お客様が運送又は宿泊等のサービスの提供を受けることができるように旅行の目的地及び日程を手配し、管理することを引き受けます。

2. 旅行の参加申込みと契約の成立時期

- (1) 契約のお申込みは、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入し、(お申し込み時にお客さまが旅行代金全額のお支払いを希望される場合、または、所定額を超える金額の申込金のお支払いをお客さまが希望される場合を除き)別表1の申込金を添えてお申込みいただけます。
- (2) 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
※ただし、お申込みコースの変更、その他の場合において、既にお預かりしている金額と上記の金額が異なるときは、差額精算はせず、既にお預かりしている金額をもって申込金とします。
- (3) 通信契約のお申込みをしようとするお客様は、第1項の規定にかかわらず、お申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下「会員番号等」といいます。)を当社に通知しなければなりません。
- (4) 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、第1項及び第3項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出し、又は会員番号等を通知しなければなりません。
- (5) 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、海外募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (6) お客様が所定の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通じない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (7) 海外募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。
- (8) 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を受けた時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知(当社と旅行者が情報通信の技術を通じて利用する方法により行う契約の承諾の通知をいいます。)を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

3 お申込み条件

- (1) 15歳未満の方は親権者等の法定代理人(以下「保護者」といいます。)の同行を条件とします。また、20歳未満の方が保護者の同行無くご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となります。

す(各国の法律やホテルの営業規則により未成年のみでご宿泊ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

(2) 次に掲げる場合において、当社は海外募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- a. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他参加旅行者の条件を満たしていないとき。
- b. 応募お客様数が募集予定数に達したとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は円滑な団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- d. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- e. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- f. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- g. お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- h. その他当社の業務上の都合があるとき。

4. 最終日程表

当社が海外募集型企画旅行契約の成立後速やかにお客様に交付する契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に海外募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定した状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。

5. 契約・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の海外募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- (2) 利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金(以下「適用運賃・料金」といいます。)が、著しい経済情勢の変化等により、海外募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- (3) 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (4) 当社は、(1)項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、海外募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。また、運送機関の座席は、別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、消費税等諸税・サービス料、及び空港施設使用料等。
 - (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
 - (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記(1)~(3)については、お客様のご都合により、一部利用されなくなった場合においても払戻しはいたしません。

7.旅行代金に含まれないもの

上記6に明示した費用以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- (2)クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等、社会通念上個人が負担すべき諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間への入場料金及び交通費
- (4)1人部屋を使用される場合の追加料金
- (5)オプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
- (7)ご自宅から発着地までの交通費及び宿泊費

8.お客様の交替

当社と海外募集型企画旅行契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。ただし、航空機等の予約者名変更ができない等の事由により、応じかねる場合もありますので、予めご了承ください。

9.旅行開始前のお客様による海外募集型企画旅行契約

の解除・払戻し

- (1)お客様は、いつでも別表第2に定める取消料を当社に支払って海外募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- (2)お客様は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく海外募集型企画旅行契約を解除することができます。
 - a.当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - b.別項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3)上記(1)又は(2)による解除がなされた場合、当社は、当社が定める旅行業約款(募集型企画旅行)に従って払い戻しを行います。

10.旅行開始後のお客様による海外募集型企画旅行契約

の解除・払戻し

- (1)旅行開始後、お客様のご都合により途中で海外募集型企画旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様による権利の放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2)お客様の責に帰すべき事由によらず、確定書面に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11.旅行開始前の当社による海外募集型企画旅行契約

の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に海外募集型企画旅行契約を解除することがあります。
 - a.お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
 - b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e.お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
 - f.スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

g.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- (2)通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- (3)お客様が別項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が海外募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、別表第2に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

12.旅行開始後の当社による海外募集型企画旅行契約

の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、海外募集型企画旅行契約の一部又は全部を解除することができます。
 - a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c.お客様が3.(2) e から g までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - d.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2)当社が前項の規定に基づいて海外募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに対する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとして扱います。
- (3)前項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13.旅程管理

- (1)当社は、お客様が旅行中、旅行サービスの提供を受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、海外募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2)当社が前項の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容又は旅行日程の変更をせざるを得ない場合において、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (3)お客様が旅行開始後旅行終了までの間に団体で行動していただく場合においては、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

14.添乗員等の業務

- (1)当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて別項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2)当社は、添乗員等が同行しない旅行の場合において、当社に代わって現地の手配代行者に旅程管理業務を行わせることがあります。その際、当該手配代行者の名称及び連絡先は確定書面に記載いたします。

15.当社の責任

- (1)当社は、海外募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、お客様のお荷物については損害が発生した場合は、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった時に限り、お一人様15万円を限度として賠償いたします。
- (2)旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配業者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

16.特別補償

- (1)当社は、上記15の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社の特別補償規程に定めるところにより、お客様が海外募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を特別補償金として支払います。

(2)前項の損害について当社が上記15の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(法令に反する行為や同様のサービスを受けている間に生じた事故、細菌性食中毒は除きます。)

17.旅程保証

(1)当社は、別表3に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金(以下「変更補償金」といいます。)を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に上記15の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

a.次に掲げる事由による変更

- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

b.海外募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1海外募集型企画旅行につき旅行代金15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して1海外募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に上記15.の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

18.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、当社に損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、海外募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の海外募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

19.通信契約により海外募集型企画旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

(1)通信契約についても当社が定める旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定を準用いたします。

(2)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が海外募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(3)通信契約の申し込みの際に、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

(4)通信契約による海外募集型企画旅行契約は、当社が申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(5)通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。

(6)当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は海外募集型企画旅行契約成立日とします。

(7)当社が携帯情報端末等又はインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合において、旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

(8)会員の通信機器に第7項に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

20.禁止行為

海外募集型企画旅行の参加者(以下「参加者」といいます。)は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)他の参加者、第三者若しくは当社の著作権、財産権、プライバシーその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (2)他の参加者、第三者若しくは当社に対して、不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (3)他の参加者、第三者若しくは当社を誹謗中傷する行為。
- (4)公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。
- (5)当社の承諾なく、当社との契約を通じて又は当社との契約に関連して、営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為。
- (6)法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為。
- (7)その他当社が不適切と判断する行為。

21.反社会的勢力の排除

(1)参加者は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2)参加者は、当社に対して、自ら又は第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。

- a. 暴力的な要求行為。
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
- e. その他、前各号に準ずる行為。

(3)当社は、参加者が(1)、(2)の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合において、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因し又は関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

22.その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我や疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用等が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入いただきます。購入時の商品確認、レシートの保管をお勧めします。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますのでご注意ください。また、免税払い戻しがある場合は、その手続きの方法をご確認のうえ、お忘れなきようお手続きください。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様ご自身で海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

23.事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

24.保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所のホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)をご確認ください。

25.海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省による「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出力されている場合があります。外務省の「海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)をご確認ください。

26.渡航先の危険性に基づく催行中止について

旅行のお申込み後、上記「海外安全ホームページ」の「海外安全情報」において、旅行の目的地に「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は、当該旅行の催行を中止する場合があります。その場合、当社は旅行代金を全額返金いたします。

27.個人情報の取扱い

(1)当社は、ご提供いただいたお客様のお名前・ご住所・電話番号・生年月日・メールアドレス等の個人情報、及び当社との取引状況等の情報を、以下の目的で利用いたします。

a.お問い合わせ・お申込みいただいた旅行商品に関するご案内、ご連絡

- b.お申込みいただいた旅行商品に関する代金の請求及び収納並びに運送・宿泊機関等のサービス手配・提供（主要な運送・宿泊機関等については確定書面に記載）
- c.お申込みいただいたご旅行に関連する保険サービス等の手配・提供
- d.お客様の旅行中に傷病等があり、当社が国内連絡先の方へ連絡が必要と認めた場合
- e.ご旅行後、その他の商品・サービス受領後のご意見・ご感想の提供のお願い
- f.当社が取り扱う商品並びに当社が適切と判断したサービスに関する情報の提供、各種宣伝物及び印刷物の発送
- g.お客様に対する特典の提供
- h.データ放送サービスや電子メールを含む各種通信手段によるお客様に合ったサービス情報の提供および勧奨
- i.当社及びグループ会社が提供する有料放送サービス、その他会員サービス等での個人認証及び会員個人情報との照合
- (2)当社は、旅行サービスの手配及びそれらサービスの受領の手続のため、お客様の氏名、生年月日、パスポート番号等を運送・宿泊機関・アテンドサービス、催事会社及び保険会社に郵送・宅配、メール又はオンラインストレージ等により提供することがあります。
- (3)当社は、(1)の利用目的のため、旅行手配及び添乗業務、空港等での幹旋業務、決済処理業務等について、弊社と同等以上の管理体制を有している委託先事業者へ、個人情報を取扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。
- (4)当社及び当社グループ会社は、お客様からご提供を頂いた個人情報のうち、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先、WEB会員ID及びその他のWEB会員情報(お申込者がWEB会員である場合)、申込みをされた旅行及び関連する商品・サービスの情報を(1)の利用目的のために共同で利用いたします。共同利用する個人情報は当社及びグループ会社が責任をもって管理します。
- (5)ご提供いただけない個人情報が、お申込みになるご旅行その他の商品・サービスの手配及び提供に必要な不可欠である場合、当社のご旅行その他の商品・サービス等をご利用いただけないことがあります。
- (6)個人情報の開示・訂正・消去等を希望される場合は、弊社ホームページの「個人情報の保護に関する法律等に基づく公表事項」(<https://wowcom.co.jp/privacy/>)の手順に沿ってお申し込み下さい。

上記に定めるもの以外の個人情報の取扱いについては、当社より別途お渡しする書類をご参考ください。

【個人情報問合わせ窓口】
株式会社WOWOWコミュニケーションズ 個人情報保護管理者
情報セキュリティ委員会 個人情報保護WGリーダー
電話：045-683-3142（土日祝日・年末年始を除く、9時～17時）

お問い合わせ	
電話 0120-080-606	
営業時間（平日10:00～17:00）	
※土日・祝日・年末年始は休業	
名称	株式会社WOWOWコミュニケーションズ （観光庁長官登録旅行業第2085号）
所在地	〒220-8080 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-5 横浜アイマークプレイス3F （社）日本旅行業協会 正会員 総合旅行業務取扱管理者 小林広教
※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の責任者です。ご旅行の契約に関して担当者からの説明にご不明な点ありましたら、ご遠慮なくご質問ください。	

別表1 申込金
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって61日目以前

旅行代金の額	申込金の額（お一人様）
100万円以上	200,000円
50万円以上 100万円未満	100,000円
30万円以上 50万円未満	50,000円
15万円以上 30万円未満	30,000円
10万円以上 15万円未満	20,000円
5万円以上 10万円未満	10,000円
5万円未満	旅行代金の20%

別表第2. 取消料
海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
a. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
b. 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
c. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考（a） 取消料の金額は、契約書面に明示します。 （b） 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

別表第3 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
a. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
b. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
c. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
d. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
e. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
f. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
g. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
h. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の件	1.0	2.0

の変更 i. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0
<p>注a. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。</p> <p>注b. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。</p> <p>注c. 第c号又は第d号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>注d. 第d号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>注e. 第d号又は第g号若しくは第h号に掲げる変更がa.乗車船等又はa.泊の中で複数生じた場合であっても、a.乗車船等又はa.泊につきa.件として取り扱います。</p> <p>注f. 第i号に掲げる変更については、第a.号から第h号までの率を適用せず、第i号によります。</p>		